平成２２年（フ）第３０８０号
福岡市東区香椎２丁目20番41号
債務者　古市　和文
1　決定年月日時　平成23年３月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月９日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第３１６８号
福岡県糸島市二丈吉井3515番地10福吉リゾートエクセル55　304号
債務者　猿橋てるみ
1　決定年月日時　平成23年３月10日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月９日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第３２２２号
福岡県糟屋郡粕屋町大字長者原９番地16アネックス長者原Ｃ―101号
債務者　木須　真一
1　決定年月日時　平成23年３月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月９日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第３３６３号
福岡市博多区竹丘町２丁目４番26―802号
債務者　八尾三四郎
1　決定年月日時　平成23年３月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月９日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第５２号
福岡県糟屋郡須恵町大字須恵802番地13モントーレ須恵セントラルステーション703号
債務者　市村　三香
1　決定年月日時　平成23年３月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月９日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１５１号
福岡県糸島市高田４丁目26番２号　17
債務者　松林　　勝
1　決定年月日時　平成23年３月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月９日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２３６号
福岡市城南区茶山４丁目９番20号
債務者　島田　　強
1　決定年月日時　平成23年３月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月９日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２５４号
福岡県大野城市東大利３丁目10番１―207号
リバーサイド渋田
債務者　高田真由美
1　決定年月日時　平成23年３月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月９日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２９２号
福岡市博多区元町２丁目２番１―728号
債務者　脇山由利子
1　決定年月日時　平成23年３月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月９日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第３１２号
福岡市早良区賀茂４丁目８番13号
債務者　志賀眞理子
1　決定年月日時　平成23年３月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月９日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第３１５号
福岡市東区和白５丁目15番５―402号
債務者　戸川　　忠
1　決定年月日時　平成23年３月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月９日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第３２１号
福岡市博多区吉塚５丁目１番３―１号
債務者　山川　正一
1　決定年月日時　平成23年３月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月９日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第３５４号
福岡県春日市日の出町５丁目10番地南福岡ハイツ511号
債務者　冨田　敦子
1　決定年月日時　平成23年３月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月９日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第３６１号
福岡県糟屋郡須恵町大字上須恵1547番地１Ｄ101号
債務者　山崎　恵子（旧姓前村）
1　決定年月日時　平成23年３月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月９日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２２号
鹿児島県出水市米ノ津町39番51号
債務者　西　　敏彦
1　決定年月日時　平成23年３月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月９日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２３年（フ）第２３号
鹿児島県薩摩川内市樋脇町塔之原9865番地
債務者　坂口　良一
1　決定年月日時　平成23年３月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月９日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２３年（フ）第２４号
鹿児島県薩摩川内市永利町1729番地15
債務者　元井　新子
1　決定年月日時　平成23年３月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月９日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２３年（フ）第２５号
鹿児島県薩摩川内市永利町1729番地15
債務者　元井亜希子
1　決定年月日時　平成23年３月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月９日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係